

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。



<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

1. ログイン画面

The screenshot shows the e-Shien login interface. At the top, it says "e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム". Below that is a "ログイン" (Login) button. The main area has two large input fields: "ログインID" (Login ID) and "パスワード" (Password), both highlighted with red boxes. To the right of these fields are three numbered options: I. "パスワードを表示する" (Show password), II. "言語(Language)" with a dropdown menu set to "日本語" (Japanese), and III. "利用規約を確認する" (Check terms of use). Below these are four numbered sections: III. "※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当者へお問い合わせください。" (If you do not have a login ID or forgot your password, please contact your school's administrator.), IV. "※利用規約はこちら" (Check terms of use here), and V. "※利用可能なOS・ブラウザについて" (Check about supported OS and browsers). At the bottom right is a blue button labeled "チャットで質問する" (Ask via chat) with a red border. The footer says "Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology".

ログインID通知書のサンプル

* * * * * 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 * * * * *

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

1

ログインID (数字のみ)	11545683
パスワード (英字大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m

※「1」… 数字のイチ
「1」… 英小文字のエル
「1」… 英大文字のアイ
「0」… 数字のゼロ
「0」… 英大文字のオー
「0」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、
高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている
利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないよう大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり教えたりしないでください。

手順

- ① ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- ② 「ログイン」ボタンをクリックします。
[6ページへ](#)
- ③ チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、"日本語"または"English"が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
 - ・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。
- IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、受給を継続する意思が「ある or ない」(継続意向) を登録します。

学校から継続意向の再登録を依頼された場合や、継続意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

The screenshot shows a portal interface with several tabs at the top: 'Continuation Application' (selected), 'Application Name' (disabled), and 'Application Description'. Below the tabs, there are two main sections: 'Continuation Intention Registration' (selected, highlighted with a red box and circled with a green oval) and 'Income Status Registration'. A small note above the first section says 'This is the continuation application for the continuation of the scholarship amount.' Below it, a note for the second section says 'For the continuation of the scholarship amount, the income status of the guardian and others will be asked.' At the bottom left, there is a link for 'Annual Income Status Continuation Inquiry (January)'. The entire screenshot is framed by a light blue border.

手順

- 1 ポータル画面の「継続届出」タブ内にある「継続意向登録」ボタンをクリックします。

7ページへ

2. 操作說明

2-2. 繼続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

2. 繼続意向登録画面

継続意向登録

1 2 3

継続意の登録 継続意向登録 登録完了
申請意向登録 入力内容確認

確認事項

以下の文言を確認の上、チェックをつけてください。 [確認]

高専等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支拂であり、返済不要です。

高専等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援生は受取できず、授業料を全額納付する必要があります。

継続意向確認

どちらかを選択してください。 [確認]

① 現在認定されており、引き経済産業省等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

② 現在認定されており、高専等就学支援金の支給を希望する場合は、こちらが適切でない。

③ 受給権を放棄します。

④ 資格が認定されません。

⑤ 高専等の就学支援の認定を受けない場合は、高専等就学支援金の支給を受けることはできません。

⑥ 我が生駒駅跡地開発をめぐる一連には、このようにあります。私が駅跡地を開拓して、私は運営するにあたってかかる

保護者等情報の変更について

以下の文言に該当する場合は、(□以外の理由)に記入して下さい。(姓氏、氏名、養育親権等)はありますか。 [確認]

③ あります。 (□以外の理由)

① その他に該当する場合は
② 他の親権者(夫婦、親類、子孫等)による
③ 本人の同意なしに親権を行使する場合
④ 他の親権者が就学支援等就学支援金を受取しておらず、親権者が就学支援金を受取る場合(口座譲渡することにより就学支援金の利用が不可能です。)
⑤ 他の親権者が就学支援等就学支援金を受取る場合には、このようにあります。私が駅跡地を開拓して、私は運営するにあたってかかる

④ あります。 (未記載)

① 以下のいずれかに該当する場合は、親権者変更の手続として、親権者の就学支援等就学支援金を手続にてください。
親権者の就学支援等就学支援金がある場合は
親権者変更による親権者(夫婦、親類、子孫等)による
親権者変更による親権者(夫婦、親類、子孫等)による

保護者等の変更について「あります」を選択してください

保護者等の変更について「あります」を選択してください。

4

手順

- ① 内容を確認し、チェックします。
 - ② 支給の継続を希望するかどうかを選択します。

- ・就学支援金の支給の継続を希望する場合

→ 上部：希望します。

※「令和7年度に限り、臨時支援金の申請をe-Shienで行う場合は、必ず「希望します」を選択ください。」

- ・保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円※）を超えている場合
 - ・上記のほかの理由により支給を希望しない場合
→下部：受給権を放棄します。

- ③ 保護者等の変更有無を選択します。

- ・再婚等により保護者等の変更がある場合
 - ・保護者等の課税地、収入状況提出方法、生活扶助の受給有無等に変更がある場合
→ ①あります。(②以外の理由)
 - ・変更がない場合
→ ③ありません。

- ④「**入力内容確認**」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

8ページへ

補足

電話番号又はメールアドレスを変更
したいときには、過去に個人番号を
提出済の場合、「①あります。(②以
外の理由)」を選択してください。

個人番号を提出していない（自己情報や課税証明書を提出した）場合には、「③ありません。」を選択してください。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 継続意向登録確認画面

継続意向登録確認



継続意向登録
申請意向登録

継続意向確認
入力内容確認

手順

- ① 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

4. 継続意向登録結果画面

継続意向登録結果



継続意向登録
申請意向登録

継続意向確認
入力内容確認

以下の内容で登録されました。

中央の「続けて収入状況届出を行う」またはメニューの「収入状況届出」より、収入状況届出を行ってください。

受付番号
R-22-086-04-1000-9001

申請内容

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

< マイページに戻る

1
I

続けて収入状況届出を行う

※継続意向があり、保護者等に変更がある場合の画面

保護者等情報変更届出をしていきます。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	あります。

1

続けて保護者等情報変更届出を行う

※ 令和7年度においては、就学支援金の申請のほかにも、各都道府県が実施する臨時支援金の申請手続きが必要です。臨時支援金の申請手続きをe-Shien上で行うか否かについては各学校で異なるため、学校の指示に従ってください。なお、e-Shien上で行う場合には、臨時支援金申請編を参照の上、「臨時支援金意向登録」を押下し、申請手続きを行ってください。

手順

- ① 継続意向の登録結果が表示されます。

- ・継続支給を希望し、保護者等の情報に**変更がない場合**
→「続けて収入状況届出を行う」をクリックします。

9ページへ

- ・継続支給を希望し、保護者等の情報に**変更がある場合**
→「続けて保護者等情報変更届出を行う」をクリックします。詳細は「④変更手続編」マニュアルの5ページ以降を参照してください。

- ・継続支給を希望し、過去に**個人番号を提出済**の場合
- ・継続支給を希望しない場合
→手続きは完了です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。学校に連絡してください。

- I 過去に個人番号を提出済みの場合、表示されません。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等情報の変更の届出を行います。

保護者等に変更があり追加・削除を行う場合や保護者等の連絡先等の情報を変更する場合、税の更正があった場合等に保護者等情報変更の届出が必要となります。

1. ポータル画面

The screenshot shows the e-Shien portal interface. At the top, there are tabs for 'Application Name' and 'Application Description'. Below these, a green circle highlights the 'Change Application' button, which is highlighted in yellow. Other buttons include 'Change Application (Household Income Change)', 'Temporary Stop Application', 'Re-application Application', and 'Household Income Change Application'. To the right, a red box labeled 'Procedure' contains step 1: 'Click the "Change Application" button in the "Change Application" tab of the portal screen.' Below this, a yellow box labeled 'Supplement' contains text about continuing applications.

手順

- ① ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「保護者等情報変更届出」ボタンをクリックします。

補足

・「継続意向確認」から続けて行う場合は、次の「2. 保護者等情報変更届出(生徒情報)画面」から始まります。

2. 保護者等情報変更届出(生徒情報)画面

The screenshot shows the 'Student Information' section of the application form. Step 1 highlights the 'Notes for Filling' button. Step 2 highlights the 'Student Information' table, which includes fields for name, date of birth, address, and phone number. Step 3 highlights the 'Email Address' input field, which has validation messages: 'Please enter a valid email address.', 'The entered email address is invalid. Please enter a valid email address.', and 'Please enter a valid email address.'. At the bottom, there is a note: 'If you have a MyPage account, click here to log in.'

手順

- ① 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
② 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
③ 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

8ページへ

補足

① メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

3. 保護者等情報変更届出登録画面(1/8)

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

学校名: 埼玉県立〇〇高等学校 ログインID: 111545413 ユーザ名: 支援 太郎

ログアウト

保護者等情報変更届出登録

① 記入上の注意 ② 留意事項

1 2 3 4 5

生徒情報入力 保護者等情報
入力 保護者等情報
収入状況取得 入力内容確認
申込完了

保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか?

1 ① 保護者等の変動(追加・削除)はあります。
② 申込時に入力した保護者等情報からの変動(追加・削除)はありますか?

② 保護者等の変動(追加・削除)はありません。
③ 保護者等の変動(追加・削除)ではなく、保護者等の電話番号や住所などの情報を変更する場合は、
この項目を選択してください。

マイページに戻る 入力内容確認
(一時保存)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

① 保護者等の**人数**に変更があるかないかを選択します。

- 保護者等の変動(追加・削除)がある場合

→ 9ページへ

- 保護者等の変動(追加・削除)がない場合

→ 14ページへ

人数の変更がない場合はありませんを選択します。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(7/8)

1 保護者等情報の変更について

Q. 保護者等の変動(追加・削除)について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか?

○ 保護者等の変動(追加・削除)はあります。
② 申請書に入力した保護者等情報から変動(追加・削除)はありますか?

● 保護者等の変動(追加・削除)はありません。
② 保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の電話番号や課税地等の情報等を提出する場合です。

収入状況の確認が必要な方 親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。

▼ 保護者等情報

① 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

I 保険者等情報 (1人目) 保険者等情報 (2人目)

個人情報 個人情報

姓 <漢字> 必須	名 <漢字> 必須	姓 <漢字> 必須	名 <漢字> 必須
支援	一郎	支援	花子
姓 <ふりがな> 必須	名 <ふりがな> 必須	姓 <ふりがな> 必須	名 <ふりがな> 必須
しょん	いちろう	しょん	はなこ
生年月日 必須	電話番号	生年月日 必須	電話番号
1972年04月01日	09012345678	1972年04月01日	(例) 123-4567-890

II メールアドレス 生徒との続柄 必須 メールアドレス 生徒との続柄 必須

(例) sample@mext.jp 父 (例) sample@mext.jp 母

手順

- 1 以前登録した情報が表示されているので、変更する情報を入力します。

15ページへ

補足

- I 漢字姓名欄及び、かな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、ー(長音)の入力が可能です。

- II 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号を入力する場合で、今回初めて個人番号を提出するか、提出済の個人番号に変更がある場合の手順は以下のとおりです。

5. 保護者等情報変更届出手順

1 個人番号を入力する

① 今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

② 課税地が選択されていることを確認します。

③ 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

手順

1 個人番号カード等に記載された個人番号や氏名等を確認し、それが保護者等のものであることを生徒等が確実に確認したうえで、当該保護者等の個人番号を入力します。
※個人番号は、保護者等のものであることが確認されたものを入力する必要があるため、ご注意ください。

2 課税地が選択されていることを確認します。

3 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

22ページへ

補足

I 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。

II 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。

III 課税地は**その年の1月1日現在(1~6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。

IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

ここをチェックすると個人番号を入力する欄が出てきます。

① システム外で個人番号カードの写し等を提出する

② 上記保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行った月が1~6月の場合には、その前の年1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合(該当する町村がない場合)は、市区町村に「-」を選択してください。

③ 受給あり 受給なし

④ 課税地情報 必須

⑤ 都道府県
...選択してください...

⑥ 市区町村
...選択してください...

⑦ 日本国内に住所を有していない。

⑧ 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再選択が必要になります。
未入力箇所が複数ある場合は、改めて選択して下さい。

⑨ 3 入力内容確認(一時保存)

2. 操作說明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

6. 保護者等情報変更届出登録確認画面

保護者等情報変更届出登録確認

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報
入力 保護者等情報
収入状況取得 入力内容確認
申請完了

1 生徒情報

生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	1008959
住所(都道府県)	
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	霞ヶ関1111-1
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp

2 保護者等情報

3 確認事項

以下、内容を確認の上、申請してください。

2 「[「入上の注意」](#)をよく読み、内容を確認しました。

I 「[「備考事項」](#)をよく読み、内容を確認しました。

I 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

I 「[メールアドレスの利用目的および注意事項](#)」を理解し、メールアドレス登録に同意します。

I 本申請・届出・申出の個人番号及び本人確認用画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。

I 本申請・届出・申出内容は、事実に相違ありません。

I 本申請・届出・申出に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑(または100万円以下の罰金等)に処されることがありますことを承知しています。

I ご了承ください。

① [「入上の注意」](#)の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の課税控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更がある場合、扶養親権者が扶養親権を譲り受けた場合等で扶養親権が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

II [「保護者等情報変更届出\(保護者等情報\)」に戻る](#)

3 [本内容で申請する](#)

手順

- ① 生徒情報、保護者等情報を確認します。
 - ② 内容を確認し、チェックします。
 - ③ 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

23ページへ

補足

- I メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。
 - II 前の画面の入力内容を修正する場合、「保護者等情報変更届出(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。